

就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）の在宅利用に係る申出書

可児市福祉事務所長 様

利用者氏名

利用者住所

生年月日

下記の事業所において、在宅でのサービス利用を希望するにあたり、下記支援要件のいずれも該当することを
確認し、申し出ます。

利用 事業所	所在地	サービス の種類	<input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援A型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援B型
	事業者名		
	事業所 番号		
支給期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック欄	
在宅支 援要 件	1	就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されている。	
	2	1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成される。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行われる。	
	3	緊急時の対応ができる。	
	4	在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制が確保されている。	
	5	事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行われる。	
	6	在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等が行われる。	

【その他、留意事項】

- 5が通所により行われ、あわせて6の評価等も行われた場合、6による通所に置き換えて差し支えない。
- 訓練状況、支援状況を本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出することがある。
- 在宅と通所の支援を組み合わせることも可能である。
- 利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも上記1～6の要件をすべて満たす必要がある。

上記、在宅支援要件について利用事業所より説明を受け、確認しました。
なお、定期報告において支援計画に沿った支援を受けることができない場合における在宅利用の取消しについても同意します。

年 月 日 署名